

広報



こうなん

'79・12

No. 115

村章
昭和51年4月
1日に制定

編集・発行
大里郡江南村役場
TEL 36-1521 ◻360-01



— 七つの祝 —

来春、小学校へ入学する186名(男101人、女85人：昨年は169名)のこどもたちの健康な成長を祝う「七つの祝」が11月15日、幼稚園遊戯室でおこなわれました。

無事に成長して、一つの段階を経たことには、お父さん、お母さんの喜びもひとしおでしょう。

おもな内容

- 昭和五十三年度決算……………(3)
- 事業所統計結果……………(2)
- 農家のページ……………(4)
- おしらせとあんない……………(5)
- 税のコーナー……………(6)
- 自転車で全国一周……………(6)

昭和五十三年年度決算

十七億一千六百四十四万円

定例村議会で承認

村政は、皆さんの深いご理解と御協力によりまして、各行政分野にわたって順調に進んでいます。

昭和五十三年年度決算は、九月二十七日から十月十二日までの十二日間にわたって行われた定例村議会において、常任委員会へ付託され、慎重なるご審議をいただき承認されましたので、報告いたします。

一般会計決算概要

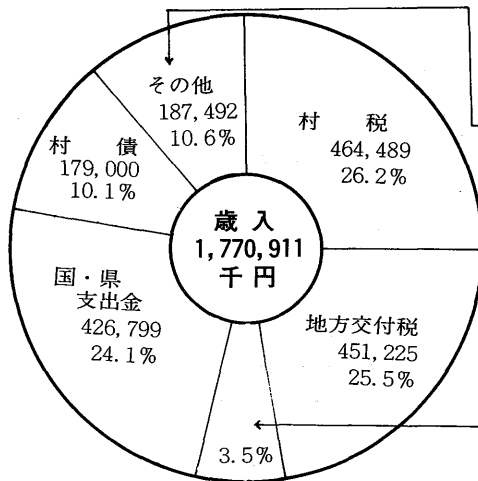
昭和五十三年年度の一般会計は当初予算十二億八千七百四十八万一千円の規模でありましたが、その後、五回の補正によって最終予算額は、十七億七千二百二十万円となりました。

これに対して決算額は、歳入十七億七千九十一万一千円・歳出十七億一千六百四十四万円で歳入歳出差引額五千四百四十七万一千円となりました。

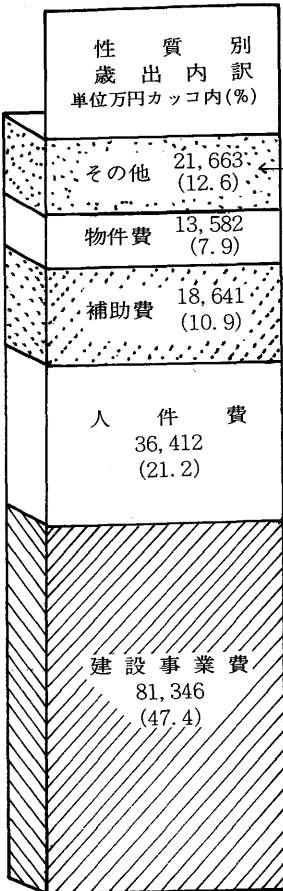
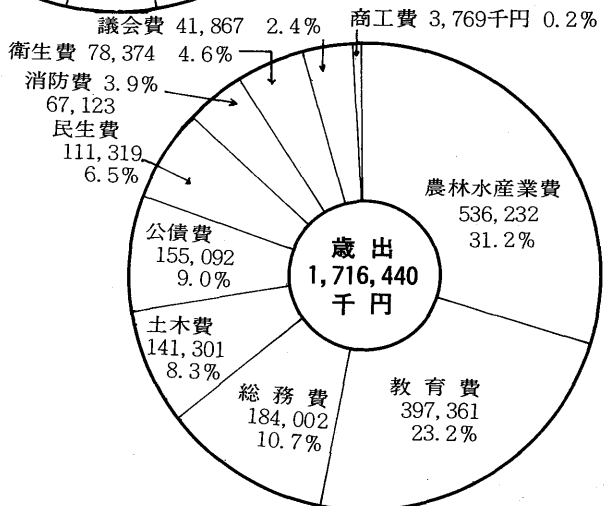
主な事業

主な事業としては、第二次農業構造改善事業による柴、千代土地基盤整備事業・農業総合地域施設の建設及び農道整備事業として十九路線、土木費における道路整備事業として十六路線、また、学校教育における施設・設備の充実・五十二年度と二カ年事業の村民体育館の建設等各種事業を行いました。

- 寄附金 850千円 0.1%
- 繰入金 45,000千円 2.5%
- 分担金及び負担金 21,371千円 1.2%
- 使用料及び手数料 18,341千円 1.0%
- 財産収入 59,086千円 3.3%
- 繰越金 29,415千円 1.7%
- 収入 13,365千円 0.8%



- 自動車取得税交付金 31,337千円 1.8%
- 地方譲与税 29,130千円 1.6%
- 交通安全対策特別交付金 1,502千円 0.1%



その他の内訳
 維持補修費・積立金
 公債・扶助資金

水道事業特別会計

水道事業会計は、収入は水道料金が大部分であります。給水原価（費用）は九八円六八銭で供給単価（販売）は七十円九四銭となり、これは施設の拡張工事による借入金及び減価償却費の増加によるもので、このため五三年度に於ける経営は大幅赤字となりました。この赤字をなくすため先般五四年三月定例議会において料金改正を致しました。

昭和五三年度の決算概況は、次のようになります。

給水戸数 一、九八四戸

収入 一〇九、八一一千円
支出 一一三、一九四千円
差引赤字一三、三八三千円

資本的収入及支出
収入 二四、九七七千円
支出 三一、三七五千円
差引不足額六、三九八千円

国民健康保険特別会計

国保会計の約七十九%を占める医療費は、前年に対し二三%の伸び率を示しておりまして、歳入総額二億一千五百七十四万二千七百七十五円となりました。

これに対して歳出総額は、一億八千五百四十三万一千六十五円となり、歳入歳出差引三千三十一万一千七百十円の剰余金を残して決算することができました。

この内容についてみますと、保険料は前年に対して六・六%増で

一世帯平均六万九千九百一十円となりました。また、一世帯当り診療費についてみますと、十六万三千六百九十二円となっており、被保険者一人がこの一年間に約五、二回病気になるか、十五、六日間通院したことになります。

また、国保への加入世帯は、年度末現在で一千八百七世帯、被保険者数は三千四百四十五人で村の人口の約三十八%が加入しております。

事業所統計調査結果

全体で124事業所増

昨年六月十五日現在で実施された事業所統計調査の結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

◎村の事業所数の変化

前回調査時（五十年）に比べると実数で一二四事業所の増加、率にして五〇・八二%の増加となっております。これを産業別にみますと増加数の最も多かったのは、建設業（四二）で、以下卸小売業（三十）、製造業（二七）となっております。

◎従業者数の変化

産業分類別に増加数をみますと、製造業（四九五）建設業（一九三人）卸・小売業（一三七七）の順になっており、全体で（一〇七九人）の増となっております。

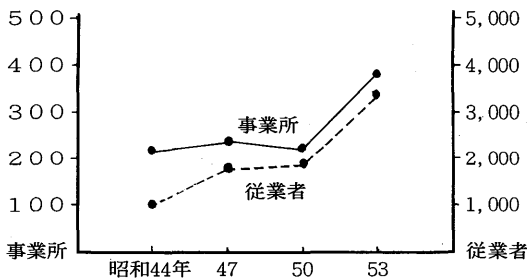
埼玉県全体をみますと、鉱業、製造業の従業者数が増加していることが伺われ、逆に電気・ガス・水道・熱供給業が落ち込んだのが目立っています。

なおくわしくは表のとおりです。

○事業所数及び従業者数（公務は除く）

町村名	事業所数					従業者数					1km当たり事業所数	1km当たり従業者数
	昭和53年		昭和50年		昭和50年～53年増加率(%)	昭和53年		昭和50年		昭和50年～53年増加率(%)		
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)		実数	構成比(%)	実数	構成比(%)			
江南村	368	0.18	244	0.14	50.82	3,413	0.23	2,340	0.18	45.85	16.47	152.78
大里村	281	0.14	222	0.13	26.58	1,358	0.09	1,250	0.10	8.64	18.51	89.46
妻沼町	1,063	0.53	972	0.55	9.36	6,707	0.45	5,461	0.42	22.82	29.36	185.23
岡部町	695	0.35	612	0.35	13.56	4,683	0.32	3,942	0.30	18.80	23.6	156.05
川本町	376	0.19	364	0.21	3.30	2,629	0.18	2,328	0.18	12.93	17.18	120.10
花園村	303	0.15	270	0.15	12.22	2,294	0.15	2,315	0.18	0.91	19.00	143.82
香居町	1,254	0.62	1,248	0.70	0.48	7,170	0.48	6,634	0.51	7.63	19.59	111.55

○事業所数、従業者数の推移



○産業分類別事業所数と従業者数

産業分類	昭和53年		昭和50年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
建設業	90	341	49	148
製造業	53	1,876	26	1,381
卸売業・小売業	123	334	97	197
不動産業	3	6	1	1
運輸・通信業	15	147	4	27
電気・ガス・水道業	1	6	1	6
サービス業	83	703	66	508
公務	7	87	7	81



選挙人名簿を作成

— 農業委員会委員 —

農業委員会等に関する法律に基
づき、昭和五十五年一月一日現在
で農業委員会委員選挙人名簿を作
成いたしますので、該当者はもれ
なく申請してください。

なお、申請書は、各字の農業委
員さんを通じて配布されますので、
一月十日までに農業委員会さんに提
出してください。

○登録要件

昭和五十五年一月一日現在にお
いて村内に住所を有し、昭和三十
五年四月一日以前に出生した者で
次のいずれかに該当するもの。
(一)、十アール以上の農地につき、
耕作の業務を営む者

(二)、前者の同居の親族又は配偶者
(その耕作に従事する日数が、
おおむね六十日に達しないと農
業委員会が認めた者を除く)

くわしくは、選挙管理委員会又
は、農業委員会へお問い合わせさ
さい。

新農家基本台帳補完事業 協力をお願い

農業委員会では農業構造の改善、
農業の近代化を図るための基礎資
料、農家証明等のため農家基本台
帳を整備しておりますが、今回新
農家基本台帳補完事業の指定を受
け、更にその推進を図ることな
りました。

十二月になりますと、担当農業

狩猟が解禁

今年も十一月十五日をもって狩
猟が解禁になりました。

本村も昨年に引続き、日曜・祭
日に限り猟区として解禁になりま
す。

入猟者は一日十人に制限し、案
内人をつけ、人家などの付近では
絶対に猟をしないよう厳重に注意
を呼びかけますが、山林や畑等で
の農作業には気を付けてください。

ハンターの みなさんへ

正しい狩猟をするために次のこ
とを特に守ってください。

○銃を使用してもよい場所である
か確認する。
○銃口は、絶対に人に向けない。

委員さんが各戸を訪問し内容の検
討をお願いしますので、家族構成
・農地の所有・耕作状況・土地改
良による一時利用の指定・農機具
の保有状況等に注意して、よりよ
い整備ができますようご協力をお
願いします。

山火事防止に 山の手入れを

場所を移動するとき、あるいは
危険な場所や休憩するとき、
タマを必ず抜いておく。

○見通しの悪い竹ヤブ、雑木林、
あるいはタマのはね返ってくる
ような方向に発射しない。

○銃やタマは自動車に放置しない。

山林所有者の皆さん山の手入れ
の時期となりました。最近では手間
不足等により山林の荒廃が目立っ
ています。

雑木のきり払い、適期の間伐、
枝打ちにより樹木は立派に生長し
ます。今冬は是非共手入れしてく
ださい。山の手入れは、山火事防
止につながります。

落したスズメ三千羽

— 猟友会が害鳥駆除 —

昨年に引続き九月十
四日、十五日、二十日、
二十一日の四日間、有
害鳥(ムレスズメ)の駆
除を行いました。
今年
は不順な天
候に見舞れ
作柄が心配
されている
うえに、例年より多い
スズメの大群に農家
かたも、被害を大変気
にしております。

村では、猟友会のみ
なさんのご協力をいた
だき、おかげさまで各
所で成果をあげること
ができました。



この期間中に打ち落したスズメ
は三千五百羽に達しました。
◀ 解剖したらこのとおり

農家相談所を 開設

農業委員会では農業コンサルタ
ント事業で、農業者の相談を受け
る農家移動相談所を次のとおり開
設いたします。

一、相談日

十二月五日、農業総合センター
午前九時より午後三時まで。
十二月六日、農村センター
午前九時より午後三時まで。

二、相談内容

農業をめぐる諸問題全般で、農
地問題・農業経営の資金技術問題
・農業者年金相談・その他農業経
営及び農家生活に関する問題等。

三、実施方法

相談活動は、相談員(農業委員)
が農家から相談を受け、その相談
に対し適切な指導助言を行う。
相談内容が他の機関に係る
もの、その他専門的事項を要する
相談については、関係機関へ照会
のうえ後日指導・助言を行います。

おしらせとあんない

特例納付で年金を

国民年金は一定期間保険料を納めるか、免除を受けていなければ年金を受けることができません。

つまり、一生涯、年金が受けられない無年金者となります。

そこで、無年金者の救済措置として、昨年7月から実施されているのが国民年金保険料の特例納付制度です。

これは、今回限りの特例として認められ、「時効」となって納められなくなった保険料をさかのぼって納められることとしたものです。この特例納付ができる人は、国民年金の強制加入の未納期間をもっている人に限られます。

保険料は、特例保険料といって、時効となった期間1か月につき4千円ですが、分割あるいは一括納付ができます。

納付期限は55年6月30日までとなっており、この期限を過ぎると納めることができません。

なお、世帯更生資金で特例納付に要する額の半額分を貸し付ける制度ができました。

くわしくは、役場国民年金係へどうぞ。

12月の納税

**村 県 民 税
国民健康保険税
国民年金保険料
水道料**

〔納期・12月25日〕

◆年末のため、期限内完納にご協力を◆

勤労者応急生活資金 貸付制度

県では、埼玉労働金庫とタイアップして、「勤労者応急生活資金貸付制度」を行っています。

これは、県内に居住する勤労者に対して、事故・病氣・災害・盗難など予期しえない事態の発生により、応急的に必要になった生活資金の貸付けを行うものです。

貸付限度額は50万円、利率6%です。貸付についてくわしくは県労働福祉課 (0488-24-2111代) または、埼玉労働金庫へ。

献血にご協力ください

と き 12月10日(月)1時~3時
ところ 母子健康センター
献血できる人

次に該当すればどなたでもできます。

- 年齢 満16歳以上
- 体重 男子45kg、女子40kg以上
- 血圧 100mm以上

移動図書館来村

と き 12月13日(木)1時~3時
ところ 江南村役場前

心配ごと相談

と き 12月25日(火)9時~12時
ところ 母子健康センター

製造業のみなさん 工業統計調査に

ご協力を!

製造業を営むみなさん、今年も12月31日現在で、恒例の「工業統計調査」が行われます。

この調査は、都道府県及び市町村の工業の実態を明らかにすることを目的とした調査で、みなさんの事業所へ12月中旬頃調査員がお伺いしますので、ご協力下さるようお願いいたします。

県民手帳の頒布

村では、県の統計情報や官公庁の案内及び日常生活に役立つ豆知識などを収録した55年版県民手帳を頒布しております。御希望の方は役場企画課でお求め下さい。

サイズ (7×11センチ)
250円 (エンピツ付)

行政カレンダーを配布

より多くの方に、行政に対する関心と理解を持っていただくため、村の諸行事を初め、学校行事等を記入したカレンダーを作成いたしました。皆さんにご利用をお願いします。なお、配布につきましては、12月中旬頃、区長さんを通じ、おくばりいたします。

ここに募金結果を報告して、ご協力くださった地区役員さんや村の皆さんにお礼申し上げます。

昭和五十四年度共同募金結果

合 計	五三、四〇〇円	療 養 所	一〇、〇〇〇円	試 験 場	二、〇〇〇円	一	一、〇〇〇円	二	二、〇〇〇円	小 柴 川	一、〇〇〇円	野 塩 川	六、四〇〇円	須 賀 原	三、二〇〇円	須 賀 原	二、三〇〇円	御 正 新 田	八、四〇〇円	樋 春 南	一、五〇〇円	樋 春 北	二、六〇〇円	下 押 切	一、八〇〇円	上 押 切	二、六〇〇円	上 新 田	一、七〇〇円	三 本	四、四〇〇円	成 沢	八、一〇〇円	共 同 募 金 会 事 務 局 へ 送 金 いた した。	こ と し も 十 月 一 日 か ら 一 か 月 間 共 同 募 金 運 動 が 行 わ れ ま し た が、 皆 さ ん の ご 協 力 に よ っ て 目 標 額 を 上 ま わ る 募 金 が 得 ら れ、 十 月 末 日 共 同 募 金 会 事 務 局 へ 送 金 いた し ま した。
-----	---------	-------	---------	-------	--------	---	--------	---	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	---------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-----	--------	-----	--------	------------------------------	--



税のコーナー

異動があつたら 届出を

— 家屋や耕作地 —

家屋の取りこわし、耕作地の異動など課税の対象となるものの変更があつた人は、届出をして来年度の正しい課税がなされるようお願いいたします。

一、家屋などの取りこわしがあつたら届出てください。気付かずに固定資産税が課税されないように。一月一日現在で課税。

二、廃鑑しなければならぬバイク等はありませんか。そのままにしておくで軽自動車税がかかります。四月一日現在で課税。

一、農地の売買か貸借など農業所得基本の変更に付いて、そのままになっていませんか。五十四年分の計算の基が違つては

お酒と税金

誤つた所得額になってしまいます。このような事がありましたら、早急に税務課へ届出てください。

十二月は、仕事の忙しさにも増して、お酒に接する機会も多くなりますが、お酒に税金がかかつているのはご存知でしょうか。



清酒、ビール、ウイスキーなどの酒類にかかる税金が酒税です。酒税は、間接税の一つで、お酒

主なお酒に含まれている税金

お酒の種類	小売価格	酒税額	負担率
清酒 特級 (1.8ℓ)	2,010円	738円	(36.7%)
清酒 1級 (1.8ℓ)	1,455円	386円	(26.5%)
清酒 2級 (1.8ℓ)	1,080円	154円	(14.3%)
清ビール (633ml)	215円	102円	(47.4%)
ウイスキー 特級 (760ml)	2,350円	1,074円	(45.7%)
ウイスキー 1級 (720ml)	1,300円	512円	(39.4%)
ウイスキー 2級 (720ml)	620円	165円	(26.6%)

(注) 小売価格は、代表的な商品の一般的な価格です。

の代金に税金が含まれていますので、お酒を買った人が税金を納めたこととなります。

アツアツおじさん

の部冬彦



自転車で全国一周

小江川の大久保治生さん

昨年一月江南村を出発した大久保さんは、一年十ヶ月の全国一周自転車旅行を終えて去る十月十九日無事帰村いたしました。

来成年人式を迎える大久保さんは、以前から自転車旅行が好きで、高校時代、東北方面や北陸方面へ時々出かけました。全国旅行を思いつたのもこの時期、高校を卒業後九ヶ月勤めをしました。旅行の夢を捨てられず退職し、念願の全国一周旅行に挑戦したものです。自分の自転車改造してこの旅行、決して楽な旅ではなかった



▶ 友だちに励まされて

ようである。大島では、伊豆おき地震、沖縄では台風遭遇、資金が無くると各地でアルバイトをしてかせぎ、また夏の間は野宿もした。そして、各地のユースホテルや民宿の友達に励まされ、ついに全国一周旅行を実現しました。楽しかったのは、「全国各地に多くの友達が出来たことです。」と言う彼、最後にVサインをしてくれました。

ちなみに、走行距離は二万三千三百三十四km、一日平均八十〜百kmでした。



▶ 北海道に於て